

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成22年 8月31日作成

許認可の種類	指定定期検査機関の指定
法令名	計量法
根拠条項	第20条第1項
法令の定め	計量法 第28条(指定の基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関, 指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」第2条(指定の基準)
審査基準	法令の規定に基づく
標準処理期間	60日
申請先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備考	

注 標準処理期間には, 休日は含まない。